

13 官費生規則第十三章改正届

〔明治七年五月〕

(注記1)

官費生規則第十三章改正ノ儀御届

(金田口印)

官費生規則第十三章左ノ通改正致シ候此段御届申候也

明治七年五月三日

文部卿 木戸孝允

太政大臣 三條實美殿

第十三章

(注記2)
給与ノ金額ハ生徒自ラ支消スルモノト雖食事及ヒ衣服ノ洗濯ハ
其学校ニ於テ受持チ兼テ相当ノ代料ヲ引去ルヘシ

(注記1)

「学第六百五十一号」

(注記2)

〔三〕(簿冊内件名番号)

明治七年五月
公文錄
文部省之部
2A, 9, ②1192
全